

川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 川内原子力発電所の事故等に備え、熊本県と関係4市町（水俣市、天草市、芦北町及び津奈木町）が連携、協力して必要な対策の推進を図るため、川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 防災活動体制の整備に関すること。
- (2) 情報収集、連絡、伝達体制の整備に関すること。
- (3) 住民避難体制の整備に関すること。
- (4) 保健医療体制の整備に関すること。
- (5) 住民等への原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
- (6) 原子力防災訓練に関すること。
- (7) その他原子力災害対策に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、熊本県知事公室危機管理防災課長及び関係4市町の防災担当課長をもって構成する。

2 推進会議に会長を置き、熊本県知事公室危機管理防災課長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーとして、会議に関係機関の職員等の出席を求め、又は出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、熊本県知事公室危機管理防災課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。